

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

成果目標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

○ 施設入所者の地域生活移行者数について

※施設入所者とは、福祉施設に入所している障害のある人をいう。

【 成果目標 】

ア 施設入所者の地域生活移行

平成32年度末において、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

平成28年度末の施設入所者数(実績)	1,403人	9%以上移行
平成32年度の地域生活への移行(目標)	127人以上	

イ 施設入所者数の減員

平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上減員することを目標とします。

平成28年度末の施設入所者数(実績)	1,403人	2%以上減員
平成32年度末の施設入所者数(目標)	1,374人以下	

目標設定の考え方

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野3「地域包括ケアシステムの構築」において示す基本的な施策（詳細は、54頁参照）、また、分野1「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」のうち、特に「(2) 障害福祉サービスの質の向上等」に係る施策（詳細は、43頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について

【 成果目標 】

平成32年度末までに当事者や保健・医療・福祉従事者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行うための新たな協議の場を設けることを目標とします。

目標設定の考え方

精神障害のある人の数が年々増加し、精神保健福祉行政へのニーズが高まっています。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市との重層的な連携による支援体制を構築する必要があると考えました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野2「保健・医療の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「(1) 精神保健・医療の適切な提供等」に係る施策(詳細は、48頁参照)により、成果目標の実現に努めます。

2. 精神病床における入院患者について

【 成果目標 】

ア 精神病床における一年以上長期入院患者数

平成32年度末の精神病床における65歳以上の一年以上長期入院患者数は1,250人以下を目標とし、平成32年度末の精神病床における65歳未満の一年以上長期入院患者数は766人以下を目標とします。

平成32年度末の一年以上長期入院患者数 65歳以上(目標)	1,250人以下
平成32年度末の一年以上長期入院患者数 65歳未満(目標)	766人以下

目標設定の考え方

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、本市の平成32年度末の精神病床における一年以上長期入院患者数を目標値として設定しました。

イ 精神病床における早期退院率

平成32年度における、入院後3か月時点の退院率については61%以上、入院後6か月時点の退院率については83%以上、入院後1年時点の退院率については90%以上とすることを目標とします。

入院後3か月時点の退院率(目標)	61%以上
入院後6か月時点の退院率(目標)	83%以上
入院後1年時点の退院率(目標)	90%以上

目標設定の考え方

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、平成32年度の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)を見込み、入院後、一定の時点における退院率の目標値を設定しました。

〔目標達成のための取り組み〕

本市障害者計画の分野3「地域包括ケアシステムの構築(地域生活支援、相談体制の充実)」において示す基本的な施策のうち、特に「(1) 地域移行支援・地域生活支援の充実」に係る施策(詳細は、54頁参照)により、成果目標の実現に努めます。

成果目標③ 地域生活支援拠点等の整備

○ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みについて

【成果目標】

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。)について、平成32年度末までに、少なくとも一つを整備することを目標とします。

目標設定の考え方

今後予想される障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、日頃から、身近なところで見守りや交流を行うとともに、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点等の整備に取り組むこととしました。

〔目標達成のための取り組み〕

本市障害者計画の分野3「地域包括ケアシステムの構築(地域生活支援、相談体制の充実)」において示す基本的な施策のうち、特に「(1) 地域移行支援・地域生活支援の充実」に係る施策(詳細は、54頁参照)により、成果目標の実現に努めます。

成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等

1. 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

【成果目標】

平成32年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを目標とします。

平成28年度の一般就労への移行(実績)	177人	1.5倍以上
平成32年度の一般就労への移行(目標)	266人以上	

目標設定の考え方

国の指針を参考に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数が増加している本市の実情等を考慮し、目標値を設定しました。

〔目標達成のための取り組み〕

本市障害者計画の分野5「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「(2) 障害者雇用の促進」に係る施策(詳細は、71頁参照)により、成果目標の実現に努めます。

2. 就労移行支援事業の利用者数に関する目標について

【成果目標】

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目標とします。

平成28年度末における就労移行支援事業利用者数(実績)	346人	2割以上増加
平成32年度末における就労移行支援事業利用者数(目標)	416人以上	

目標設定の考え方

国の指針を参考に、就労移行支援事業所の利用者数は減少傾向にあるものの、一般就労への移行者数の増加を目指している本市の実情等を考慮し、目標値を設定しました。

〔目標達成のための取り組み〕

本市障害者計画の分野5「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「(2) 障害者雇用の促進」に係る施策(詳細は、71頁参照)により、成果目標の実現に努めます。

3. 就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について**【成果目標】**

平成32年度末における事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

目標設定の考え方

国の指針を参考に、本市の就労移行率の実績(平成26年度から平成28年度の平均:約42%)等を考慮し、目標値を設定しました。

〔目標達成のための取り組み〕

本市障害者計画の分野5「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「(2) 障害者雇用の促進」に係る施策(詳細は、71頁参照)により、成果目標の実現に努めます。

4. 就労定着支援による職場定着率に関する目標について**【成果目標】**

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標とします。

目標設定の考え方

国の指針を参考に、本市の障害者しごとサポートセンター利用者の1年後の職場定着率(平成26年度から平成28年度の平均:約79%)の実績等を考慮し、目標値を設定しました。

〔目標達成のための取り組み〕

本市障害者計画の分野5「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「(3) 障害特性に応じた就労支援」に係る施策(詳細は、72頁参照)により、成果目標の実現に努めます。

成果目標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

【成果目標】

既存の児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、平成32年度末までに、保育所等訪問支援の対象を乳児院・児童養護施設の障害のある子どもに拡大し、これを含めた利用児童数等の増加を目標とします。

目標設定の考え方

本市では、児童発達支援センターは7箇所設置済みであり、国が示す成果目標を達成していることから、設置数に関する新たな目標設定は設けず、既存の事業所の適切な運営に引き続き取り組むこととします。

保育所等訪問支援については、平成30年度の国の制度改正により、新たに乳児院・児童養護施設が追加されます。

これらを踏まえて、障害のある子どもへの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターが実施している保育所等訪問支援をより充実させる必要があると考え、対象となる施設を拡大するとともに利用児童数等の増加に向けて取り組むことを本市の目標に設定しました。

〔目標達成のための取り組み〕

本市障害者計画の分野1「生活の支援(障害福祉サービスの充実)」において示す基本的な施策のうち、特に「(3) 障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策(詳細は、44頁参照)により、成果目標の実現に努めます。

2. 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

【成果目標】

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、医療型児童発達支援事業所の新規開設を支援します。

また、重度の障害等により外出が著しく困難な在宅の障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図ることを目標とします。(居宅訪問型児童発達支援)

目標設定の考え方

本市には、重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が26箇所(児童発達支援9、放課後等デイサービス17)あり、国が示す成果目標を達成していることから、設置数に関する新たな目標設定は設けず、既存の事業所の適切な運営に引き続き取り組むこととします。

医療型児童発達支援は、現在のところ本市に開設事業所はありませんが、医療的ケア児等の利用ニーズがあることを勘案し、サービスの新設を支援します。

さらに、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図ることを、本市の目標としました。

〔目標達成のための取り組み〕

本市障害者計画の分野1「生活の支援(障害福祉サービスの充実)」において示す基本的な施策のうち、特に「(3) 障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策(詳細は、44頁参照)により、成果目標の実現に努めます。

3. 医療的ケア児支援の対応について

【成果目標】

平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目標とします。

また、医療的ケア児支援に関連する関係機関等との連携を促進することにより、児童発達支援事業等の充実を図ることを目標とします。

目標設定の考え方

医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、先般の児童福祉法改正において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されたため、本市においても、新たに取り組むこととしました。

さらに、医療的ケア児支援に関する新たな事業（居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児等コーディネーター養成）を実施することで、利用者の拡大やサービス提供者の技術向上等を図り、医療的ケア児の支援に係る各種サービスの充実を図ることを目標としました。

〔目標達成のための取り組み〕

本市障害者計画の分野1「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「(3) 障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策（詳細は、44頁参照）により、成果目標の実現に努めます。